

第1章 計画の策定について

1 計画の趣旨

- 食品の安全確保は、国における基本的な方針のもと、都道府県及び中核市等において地域の実情に応じた対策が図られており、本市においては、宇都宮市食品安全条例の基本理念に基づき、「宇都宮市食品安全推進計画」を平成21年3月に策定し、食の安全・安心の確保に関する施策を推進してきました。
- しかしながら、食品の安全を揺るがす事案が依然として発生していることから、新たな課題に対応できるよう取組の充実を図り、安全で安心できる食環境の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

条例の基本理念(要旨)

- 1 事業者は自主的な取組を基本とし、安全で安心な食品等を提供することにより、消費者の信頼を獲得する。
- 2 市、事業者及び市民は食品の安全確保に関する情報収集及び提供により、それぞれの取組を相互に理解し協力する。

2 計画の位置づけ

- 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の分野別計画
- 「宇都宮市食品安全条例」第7条に規定する計画

3 計画期間

- 平成26年度(2014年)～平成30年度(2018年)の5年間

第2章 食の安全・安心に関する現状と課題

食を取り巻く社会状況の変化

- **農業の6次産業化**  
・六次産業化法の成立に伴い、6次産業の増加が見込まれるため、食品の製造・加工・販売を一体的に行う生産者に対する衛生指導が必要です。
- **食品に係る新たな基準の設定**  
・国が設定した食品中の農薬や放射性物質、生食用食肉等の新たな基準に対応するため、食品の安全検査や監視指導の充実が必要です。
- **食物アレルギーによる健康被害**  
・食物アレルギーによる事故の未然防止のため、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる食環境づくりが必要です。
- **食品表示の適正化**  
・生産から販売段階までを規制する「食品表示法」が成立したため、食品事業者に対する表示の徹底や市民に対する表示の正しい知識の普及が必要です。
- **市民の信頼を損なう事案の発生**  
・偽装表示や食品自主回収など市民の信頼を損なう事案が依然として発生しているため、事業者の信頼を高める取組が必要です。
- **生食文化と結びついた食中毒の発生**  
・ユッケや浅漬を原因とした食中毒死亡事例の発生など、食中毒の未然防止のため、事業者による自主衛生管理の徹底や市民へ正しい知識の普及が必要です。

食に対する市民の意識

- **食品の安全性に不安を感じる事柄**  
食中毒、農薬の残留、輸入食品、食品中の放射性物質、食品添加物の使用、遺伝子組換え食品 など
- **本市に求める対策**  
安全な農作物の生産、食品営業施設の監視指導の強化、食品の検査体制の充実、食品安全・消費生活の情報提供、食育の推進 など ※平成24年12月に実施した調査より

これまでの実績

- **監視指導の充実**  
・食品営業施設の監視件数  
7,066件(H20) ⇒ 7,114件(H24)
- **試験検査の充実**  
・食品の安全検査件数  
1,025件(H20) ⇒ 1,157件(H24)
- **消費者の食に関する知識の普及と理解の促進**  
・食品衛生出前講座の受講者数  
501人(H20) ⇒ 1,005人(H24)
- **食品に関する情報共有の推進**  
・食品危害情報等の提供登録者数  
301件(H21) ⇒ 904件(H24)
- **消費者と生産者の相互理解の推進**  
・地産地消推進店の認定件数  
67件(H22) ⇒ 84件(H24)

課題の総括

- 1 生産から販売に至る食品の安全確保  
・六次産業化法や食品表示法の成立に伴い、生産から販売に至る食品を提供する事業者への一貫した対策が必要
- 2 市民の安心感を高める取組の充実  
・市民の食品に対する安心感を高めるため、食品の安全検査や正しい知識の普及など、取組の充実が必要
- 3 市民・事業者・行政の相互理解の促進  
・事業者の信頼を高めるため、市民と事業者の食に関する相互理解を促進する取組の充実が必要
- 4 食の安全と安心を支える体制の充実  
・1～3に基づいた具体的な取組の推進を図るため、食の安全と安心を支える体制の充実が必要

第5章 計画の推進に向けて

○関係者の責務・役割

- 市** ・食の安全・安心の確保に関する施策を計画的に推進します。
- 食品事業者** ・法令の遵守及び自主的な衛生管理を推進し、安全な食品を供給するとともに、正確かつ適切な情報提供に努めます。
- 市民** ・食に関する知識と理解を深め、必要な情報を収集します。

○計画の推進体制

市の推進組織や外部組織(宇都宮市食品安全懇話会)により、計画の進捗状況等の検証を行います。

第3章 計画の目標

基本的な考え方

- ◆ 食品の生産から消費に至る幅広い視野に立った一貫した施策の推進
- ◆ 市民にとって安全で安心できる食環境の実現
- ◆ 関係者の相互理解と協力・連携の推進
- ◆ 食の安全と安心を確保するための体制整備の推進

基本目標

守る安全

基本目標1  
生産から販売に至る食品の安全を守ります

【指標】  
食品安全検査の基準適合率  
98.9% (現状) ➡ 100% (5年後)

広げる安心

基本目標2  
市民の食に対する安心感を向上します

【指標】  
市民の安心感を高めるための出前講座・食品安全セミナーの参加者数  
600人 (現状) ➡ 1,000人 (5年後)

築く信頼

基本目標3  
市民・事業者・行政の食に関する相互理解を促進します

【指標】  
市民・事業者・行政の相互理解を促進するための食の安全に係る意見交換会の参加者数  
350人 (現状) ➡ 600人 (5年後)

支える安全・安心

基本目標4  
食の安全と安心を支える体制を充実します

【指標】  
食品関係施設等の監視率  
94.0% (現状) ➡ 100% (5年後)

○取組の数値目標

市の関係各課が取り組んでいる食品の安全確保に関する事業を「施策推進事業(55事業)」と位置付け、計画期間内の目標値を明確にし、毎年進行管理を行います。

第4章 施策の展開

基本目標1

食品の取り扱いが適切に行われているか監視指導を行うとともに、食品検査により安全性の確認を行うなど、生産から販売に至る食品の安全性を確保します。

基本施策(1) 生産段階における安全性の確保

- ★6次産業事業者への指導充実 **拡充** **重点**
- ★農産物の放射性物質対策の推進(継続)
- ★食肉の放射性物質対策の推進(継続)

基本施策(2) 製造・加工段階における安全性の確保

- ・食品安全検査・監視指導の充実(継続) **重点**
- ★学校給食の放射性物質対策の推進(継続)
- ★アレルギー物質混入防止に向けた技術指導(継続)
- ★学校給食における食物アレルギー対策の推進 **拡充** **重点**

基本施策(3) 流通・販売段階における安全性の確保

- ★不良食品の排除 **拡充** **重点**

基本施策(4) 事業者の法令遵守と自主衛生管理の徹底

- ・事業者の法令遵守の徹底(継続)
- ★食品表示法に基づく表示の徹底 **新規** **重点**
- ・事業者の自主衛生管理の促進(継続)

基本目標2

食の安全性や大切さなどについて、正確で分かりやすい情報を積極的に提供し、市民の知識と理解を深め、食に対する安心感を広げます。

基本施策(1) 市民への食に関する情報提供の推進

- ・食の安全・安心情報の充実 **拡充** **重点**

基本施策(2) 市民へ正しい知識の普及啓発

- ★食品安全セミナーの開催 **新規** **重点**
- ・食品衛生出前講座の実施(継続)

基本施策(3) 市民の食品表示に関する理解促進

- ・食品表示の知識普及 **拡充** **重点**

基本施策(4) 食育を通じた市民の食に関する理解促進

- ★地域における食育の推進(継続)

基本目標3

市民・事業者・行政の各取組について、情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を築きます。

基本施策(1) 食に関する情報共有の推進

- ・うつのみやハサップ認証施設情報の共有 **拡充** **重点**

基本施策(2) リスクコミュニケーションの推進

- ・食の安全に係る意見交換会の充実 **拡充** **重点**

基本施策(3) 消費者と生産者の相互理解の推進

- ★「食」や「農」に関する情報の発信(継続)

基本目標4

専門的な知識を備えた人材の育成や食中毒発生時の健康危機管理対策など、具体的な取組を推進するために必要な基盤の強化を図ります。

基本施策(1) 国・他自治体・関係団体との協力体制の推進

- ・関係機関等との情報交換と連携の推進(継続)
- ★消費者団体等との情報交換(継続)

基本施策(2) 消費者相談対応の充実

- ・相談窓口における消費生活相談の実施(継続)

基本施策(3) 監視・検査体制の充実

- ・食品衛生監視員・食品検査員等の資質向上(継続) **重点**

基本施策(4) 健康危機管理体制の強化

- ★生食文化と結びついた食中毒等の発生防止対策 **新規** **重点**

\*55事業のうち主な事業を掲載。★は2次計画から計上事業